

「施設園芸燃料価格高騰対策支援事業(県事業)」の概要

1 目的

世界情勢を背景に燃料価格が高止まりする中、施設園芸農業者の経営安定と産地の維持・発展を図るため、省エネ技術の活用に取り組み、燃料価格の高騰に備える農業者を支援します。

2 内容

対 象 者	加温栽培を行う施設園芸農業者(野菜、果樹、花き等)
支援の要件	次の①～②をすべて満たす施設園芸農業者 ① 国の「令和7事業年度施設園芸セーフティネット構築事業[※]」へ加入し、燃料価格高騰に対応した積立コースを選択していること ※以下「国SN制度」という ② 燃料使用量を15%以上削減する省エネ計画を実践すること
対 象 期 間	令和7年12月から令和8年3月まで
対 象 燃 料	園芸用施設の加温に供するため、対象期間中に購入したことが証明できるA重油、灯油及びLPガスが対象
支 援 額	支援金単価[※] × 購入数量 ※国SN制度の補填金単価 × 1/6以内
購 入 数 量	○ 購入数量がわかる証拠書類(伝票等)で確認 ○ 積立金不足により、国SN制度では申請しなかった購入数量も対象 ○ 証拠書類上のLPガスの単位が「m³」の場合は、 次の換算式に基づき算出し、小数点第1位を四捨五入すること 購入数量(kg)＝購入数量(m³)×2.183

(お問い合わせ先)

徳島県農業協同組合中央会 農業くらし対策部 TEL:088-634-2338

徳島県 農林水産部 生産流通課 TEL:088-621-2407